

議案第 4 号

連盟規約改訂の件

コンサルティングエンジニア連盟規約は平成 13 年 7 月 16 日の連盟設立の前日に制定され、爾後平成 22 年 6 月 7 日及び平成 30 年 9 月 25 日に改訂されています。

この度、連盟規約を再度改訂することとなりましたのでご報告致します。

連盟規約の改廃については、同規約附則において、「規約第 14 条に定める役員会の議を経て行うものとする」となっており、昨年 5 月 15 日に開催された役員会（常任幹事会）の席上、規約の再改訂が承認されています。

主な規約改訂のポイントは下記の 2 項目です。

1. 本部幹事の分掌、選任を明確にし、役員会の構成メンバーに加える。
2. 顧問を置くことができることとする。

次頁には連盟規約の改訂（案）の箇所を添付しております。改訂規約は、Ⅲ参考資料の 2 に掲載しておりますのでご確認ください。

コンサルティングエンジニア連盟規約の新旧表

現行：平成 30 年 9 月 25 日改訂

改訂：令和元年 5 月 15 日改訂（下記の太字ゴシック箇所）

（役員職務）第 10 条

現行	第 10 条 役員職務は次のとおりとする。 (8) 支部担当の幹事は、支部の会務を分掌する。
改訂	(8) 本部ならびに 支部担当の幹事は、 本部、支部それぞれの 会務を分掌する。

（役員選任）第 11 条

現行	第 11 条 常任幹事および監査役は、会員の中から、年次総会に出席した会員の過半数の議決により選任する。 2 会長、幹事長、会計責任者、会計担当者及びその他の役職者は、役員会の決議によって選任する。 3 但し支部幹事については、支部長が支部担当幹事の意見を参考に選任する。
改訂	3 本部幹事については会長、支部幹事については支部長が選任する。

（役員会の構成）第 14 条

現行	第 14 条 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、支部長、会計責任者、会計担当者および監査役によって構成する。
改訂	第 14 条 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、支部長、会計責任者、会計担当者、 本部幹事 および監査役によって構成する。

新設 (顧問) 第 17 条 ※現行の (役員会の職務) 第 16 条の次で、(経費) 第 17 条の前

新設	(顧問) 第 17 条 本部ならびに支部は顧問をおくことができる。 2 本部の顧問については会長、支部の顧問については支部長がこれを委嘱する。
----	--

注) 新設に伴って、現行の第 17 条～第 19 条は、第 18 条～第 20 条となります。